

## 滞納事業所における資格喪失日等の遡及訂正事案に係る調査及び対応案

[参考1] 「事案に係る客観的状況及び調査結果に基づく検討結果について」

[参考2] 「滞納事業所における資格喪失日等の遡及訂正事案に係る調査結果について」

# 滞納事業所における資格喪失日等の遡及訂正事案に係る調査及び対応案について

平成24年9月6日 厚生労働省年金局・日本年金機構

## 1. 調査の趣旨

遡及して資格喪失処理がなされた記録であって、滞納事業所に勤務していた者の記録であるものに関する調査を行い、その結果を踏まえて具体的な対応方策の検討のための資料とする。

(参考) 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)(平成24年3月改正)(抄)

II 実施作業 4 その他 (1) 年金事務所段階における記録回復の促進

[備考] 滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案の検討

・滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案については、事案の調査・分析を行い、その結果を踏まえ具体的な対応方策について検討する。

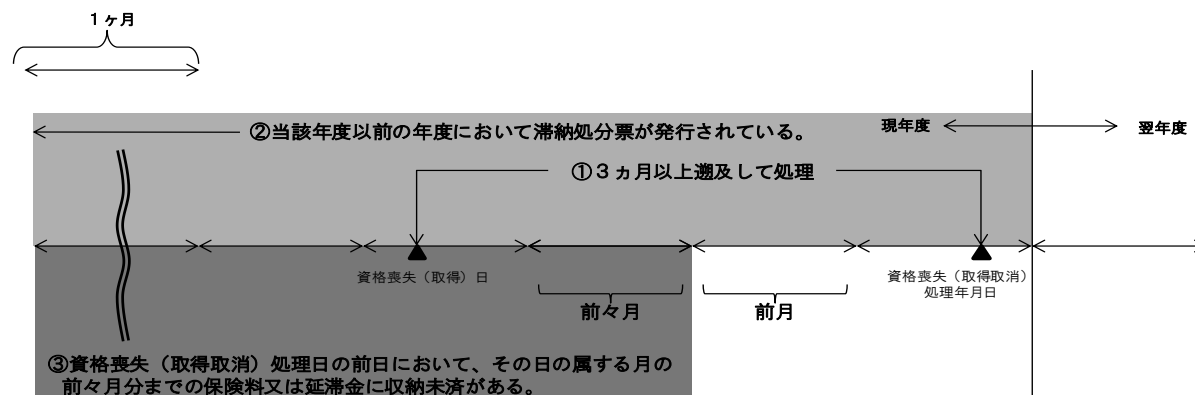
## 2. 調査方法

### (1) 調査の対象

以下の条件のすべてに該当する記録であって、総務省年金記録確認第三者委員会の審議事跡が記録されているもの<sup>※1</sup>をサンプル調査の母集団とする。

- ① 資格喪失処理日から当該処理に係る資格喪失日が3ヶ月以上遡及<sup>※2</sup>している、又は3ヶ月以上遡及して資格取得の取消し処理を行っている。
- ② 上記①の資格喪失処理日又は資格取得取消処理日の属する年度以前の年度において滞納処分票<sup>※3</sup>が発行されている。
- ③ 上記①の資格喪失処理日又は資格取得取消処理日の前日において、その日の属する月の前々月分までの保険料又は延滞金に収納未済<sup>※3</sup>がある。

## [抽出対象について]



※1 第三者委員会において調査審議が既に行われた事案については、調査審議の過程で、年金記録その他の関係資料が収集されるとともに事実関係がある程度把握されているため、迅速に分析を行うことが可能であることから、これを調査対象とすることとした。（その他のものについては、国の年金記録以外に情報が全くないため、分析が困難。）

※2 遡及期間が1ヶ月及び2ヶ月のものの中には、届出が適正なものが極めて多く含まれていること等から、3か月以上遡及したものを抽出対象とすることとした。

- 抽出対象遡及月数を判断する際には、実際の喪失した日の属する月と届出（処理）された日の属する月の差により機械的に抽出することとした。（例：喪失日が5月〇〇日、処理日が6月△△日の場合は、「1ヶ月遡及」。）（それぞれの日数差を月に換算して抽出することはプログラムが複雑化し抽出が難しい。）
- このため、喪失日と届出日が月をまたいだ場合は1カ月遡及として抽出されるため、月末に退職喪失した場合には、法令どおり5日以内に喪失届を提出したものについても、遡及期間1カ月として抽出されてしまう。
- また、社会保険事務所の業務処理上翌々月に処理する場合があります、この場合、遡及期間2カ月として抽出されてしまう。  
 [月末に退職、翌月1日資格喪失の場合には、保険料の変更は翌々月の10日頃までに年金事務所での届書入力が必要であるが、年度末など資格関係の届出が多くなる場合には、前月の保険料額に影響するものを優先的に処理し、当月の喪失等は翌月に処理する（例えば、4月保険料の計算は5月の連休明けがメ切になるため5月中に出された喪失届等は6月に処理される。）場合がある。]

※3 今回分析に用いた解析サーバの滞納に係るデータについては、平成22年9月時点において

- ①保険料の滞納を有する事業所については、納付されていない期間の全てのデータ（但し、昭和59年4月以降）
- ②それ以外については、保険料完納後10年以内のデータ を用いている。

（保険料完納後2年はオンライン記録として保持し、2年経過後は以後8年間MTに保管され、保険料完納後10年で完全に削除される。）

## （2）対象事案の抽出方法

解析サーバから上記（1）の調査対象の要件に該当するものを機械的に全件抽出した。（1, 112件）

（総務省年金記録確認第三者委員会の審議事跡の有無を問わず、単に（1）の①～③の条件に該当したものは111,165件）

ただし、抽出された中には、遡及訂正が適正な処理であるもの<sup>※4</sup>が多く含まれているため、それらを目視により確認し除去する作業を行った。

## ※4（例）退職者の過去の標準報酬の届出誤りを訂正する場合

事業所調査等により退職者の過去の標準報酬の届出誤りが発見された場合、オンライン記録上の過去の標準報酬を訂正するためには、現行システムの仕様上、資格喪失記録から該当する記録までの間の記録をすべて一旦削除し、該当する記録の標準報酬を入力した上で、一旦削除した資格喪失記録等を改めて入力することとなるが、この際にオンライン上は当初の資格喪失の処理日のほか、これらの標準報酬の訂正や資格喪失届の再入力を行った日も処理日として登録される。

## （3）分析方法

年金記録確認中央第三者委員会事務室において、あっせん文及び事案概要をまとめた資料等を用いて事案の内容確認・集計・分析を行った。

また、補足的に、日本年金機構で当該事案に係る客観的状況（事業所の従業員数、滞納状況等）について調査集計を行った。

### 3. 調査分析結果

- 参考1 「事案に係る客観的状況及び調査結果に基づく事案の分析について」（日本年金機構）  
参考2 「滞納事業所における資格喪失日等の遡及訂正事案に係る調査結果について」（年金記録確認中央第三者委員会事務局）参照

#### [ポイント]

(1) 分析対象事案 109件 (うち あっせん事案 98件 訂正不要事案 11件)

#### (2) あっせん事案について

①厚生年金保険法に基づくあっせん（保険料徴収権の時効消滅前に事業主から資格取得等の届出があったと認められる場合）

68件 (うち 事業所全喪後遡及訂正事案 62件 事業所現存中の遡及訂正事案 6件)

→ 大多数(91%)が事業所全喪後の遡及訂正事案。

②厚生年金特例法に基づくあっせん（上記に該当するもの以外で、事業主が被保険者の保険料を控除した事実があるが、保険料納付義務を履行したことが明らかでない場合）30件 (うち 事業所全喪後遡及訂正事案 3件 事業所現存中の遡及訂正事案 27件)

→ 大多数(90%)が事業所現存中の遡及訂正事案。

#### (3) あっせん事案の年金事務所段階における記録回復の可能性について

①事業所全喪後遡及訂正に係るあっせん事案(62件)

年金事務所段階での記録回復に適さないもの(9件)(すべて「申立人が役員」である事案)を除いた53件のうち、

「全喪後遡及訂正に係る記録回復基準」による記録回復可能 41件(77%)※

同基準による記録回復困難 12件(23%)

(理由) 資料のみからは申立期間全体の勤務実態が確認できない 12件

→ 年金事務所段階の記録回復が考えられるもののうち大半(77%)は、年金事務所段階での記録回復が可能。

※ただし、記録回復可能の41件のうち28件は、「記録回復基準に該当するが、申立期間にその他の期間が含まれている」ため、実際には、年金事務所段階で記録回復基準該当期間だけ部分的に記録回復を行うのではなく、全体を第三者委員会へ送付する必要がある。

②厚生年金特例法あっせん事案（30件）

年金事務所段階での記録回復に適さないもの（1件）（「申立人が役員」である事案）を除いた29件のうち、

「包括的意見に基づく記録回復基準」による記録回復可能 22件（76%）

同基準による記録回復困難 7件（24%）

（理由）資料のみからは申立期間全体の勤務実態及び保険料控除が確認できない 7件

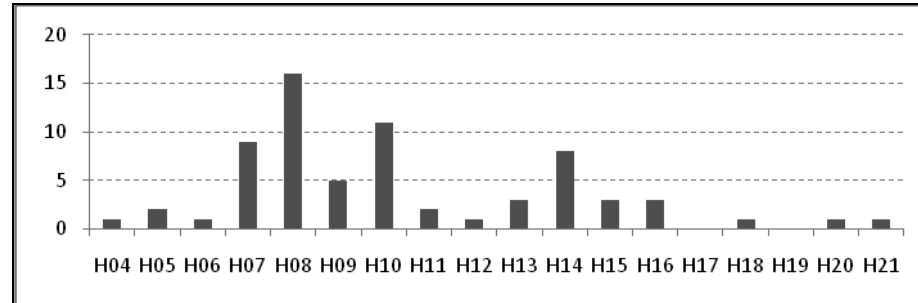
→ 大半（76%）は包括的意見に基づく記録回復基準により、年金事務所段階での記録回復が可能。

（4）事案に係る客観的状況

○ 遡及訂正が行われた時期

厚年法あっせん事案は、現在から14年～17年前に当たる平成7年～平成10年の期間が比較的多かった。

[厚生年金保険法あっせん事案]



遡及訂正が行われた時期（年代）

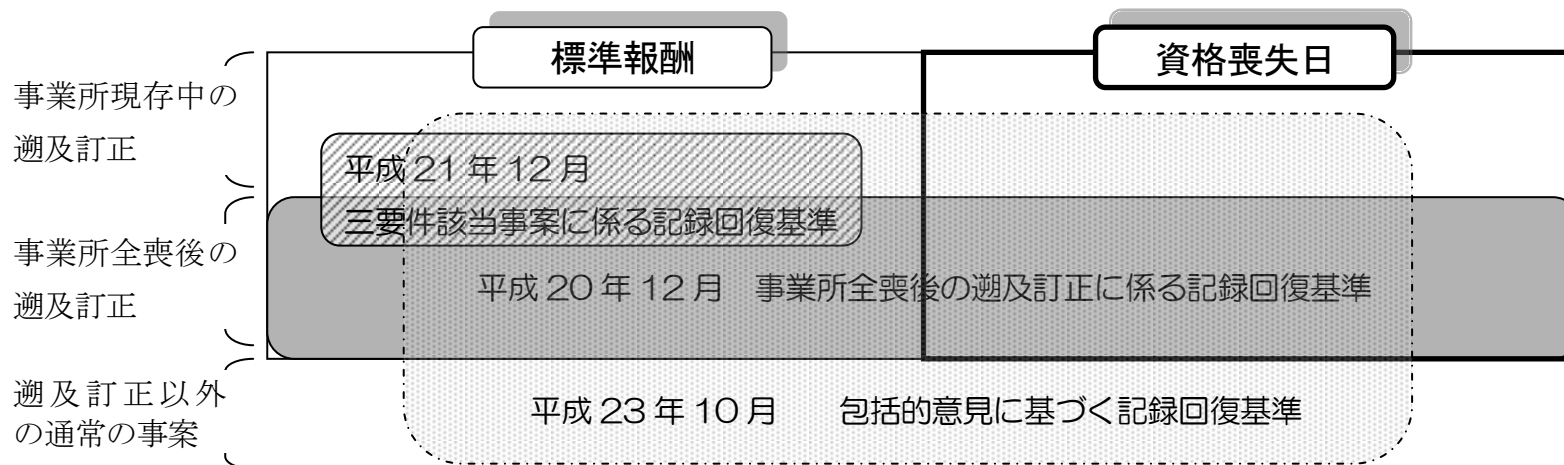
○ この他、当該事業所の従業員規模、滞納状況（滞納額、滞納期間）、遡及期間の長さ等について調査集計したが、あっせん事案において顕著な傾向を見いだせなかった。

#### 4. 記録回復促進方策

##### (1) 年金事務所段階における記録回復の促進

- 全喪後遡及訂正に係る記録回復基準や包括的意見による記録回復基準の適用の促進を図る。具体的には、全喪後遡及訂正事案の記録回復基準を含め、各種の記録回復基準の適用を漏れなく的確に行うよう、改めて年金事務所に対して指示依頼を発出する。

(参考) 遡及訂正に係る「年金事務所段階における記録回復基準」について



##### ①平成20年12月 事業所全喪後の遡及訂正に係る記録回復基準

①全喪日以後に遡及して標準報酬月額記録が訂正されている場合〔給与明細書などにより給与実態が確認できる場合〕 ②全喪日以後に遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正又は入力されている場合・全喪日の記録を遡及して訂正したことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合〔雇用保険の記録などにより勤務実態が確認できる場合〕

##### ②平成21年12月 標準報酬の三要件該当事案に係る記録回復基準

次の三つの要件を満たしている事案 ①標準報酬引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理②標準報酬月額を5等級以上引下げ③6ヶ月以上遡及して記録訂正

##### ③平成23年10月 包括的意見に基づく記録回復基準

①賞与事案 ②同一企業等内転勤事案 ③申立期間に係る勤務実態及び保険料控除を資料により確認できる事案（事案の種類は問わない）

## (2) 気になる記録確認キャンペーンによる記録確認の促進

- 全喪後遡及訂正基準や包括的基準等による記録回復が可能であることについて、気になる記録確認キャンペーンにおいてパンフレットやホームページに記載して周知広報を行い、潜在的な回復対象者に確認を促す。

具体的には、パンフレットに“未加入となっている期間に、その後倒産・廃業などをした会社実際に勤務していた期間がある場合は、記録に誤りが含まれている場合がありますので、お近くの年金事務所にご相談いただきたい”との趣旨が伝わるような記述を盛り込む。

## (3) 同様事案の再発防止

- 不適正な遡及訂正処理の発生防止を徹底するため、60日以上遡及して資格喪失日や報酬月額訂正を事業主が年金事務所に申し出る場合には、賃金台帳・出勤簿の写しの添付を求め、届出の事実関係の厳正な確認を行うこととした（平成21年3月～）。
- 年金記録の自己確認のための仕組みとして、すべての被保険者に毎年、年金加入状況等を記載した「ねんきん定期便」の送付を開始した（平成21年4月～）。また、「ねんきんネット」の運用を開始し、自らの年金記録をいつでもネット上で確認できるようになった（平成23年2月～）。これにより、現在は、被保険者に知らせずに不適正な遡及訂正を行っても容易に本人が知り得る状況になっているため、結果として、同様の事案に対する抑制効果があると考えられる。また、本人が記録回復に向けて確認を速やかに行うことが可能となっている。





# 該当事案に係る客観的状況及び調査結果に基づく検討結果について

## 該当事案に係る客観的状況

平成24年9月6日 厚生労働省年金局・日本年金機構

### 被保険者数別の事業所数

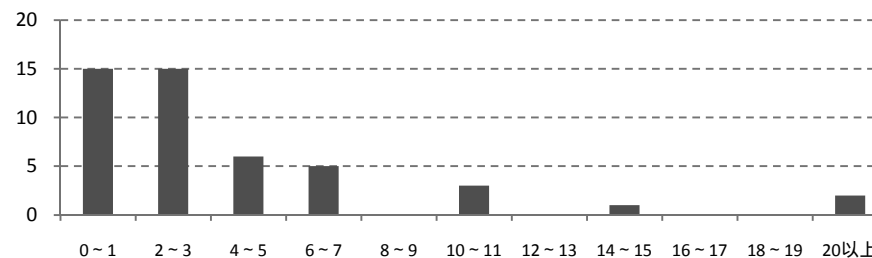
被保険者が少ない小規模な事業所が多いが、20人以上の事業所もある。

(参考)適用事業所全体に占める被保険者数10人未満の事業所の割合 約75%(平成23年9月現在) 資料:厚生年金保険業態別規模別適用状況調(厚生労働省年金局)

#### ア) 厚生年金保険法に基づくあつせん

処理日時点の被保険者数	0~1	2~3	4~5	6~7	8~9	10~11	12~13	14~15	16~17	18~19	20以上	総計
総計	15	15	6	5	0	3	0	1	0	0	2	47

事業所数

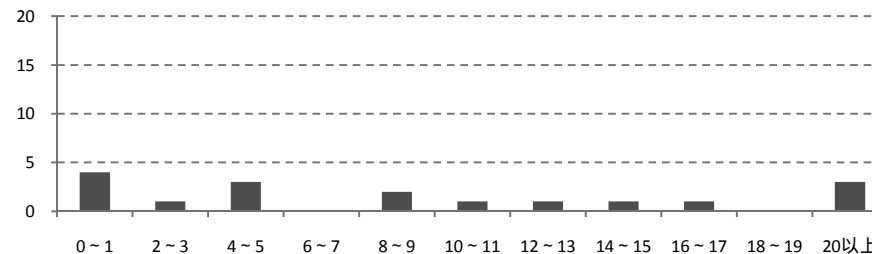


処理日時点の被保険者数

#### イ) 厚生年金特例法に基づくあつせん

処理日時点の被保険者数	0~1	2~3	4~5	6~7	8~9	10~11	12~13	14~15	16~17	18~19	20以上	総計
総計	4	1	3	0	2	1	1	1	1	0	3	17

事業所数

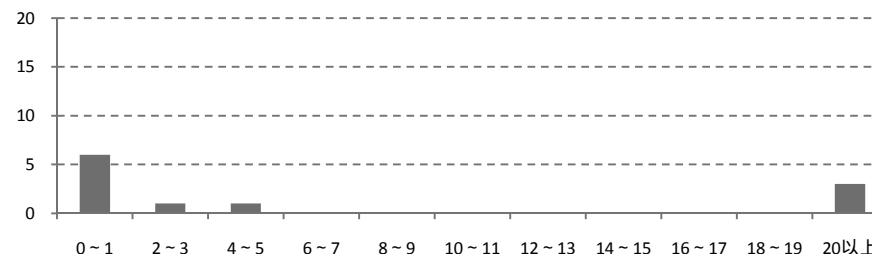


処理日時点の被保険者数

#### ウ) 訂正不要

処理日時点の被保険者数	0~1	2~3	4~5	6~7	8~9	10~11	12~13	14~15	16~17	18~19	20以上	総計
総計	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	11

事業所数



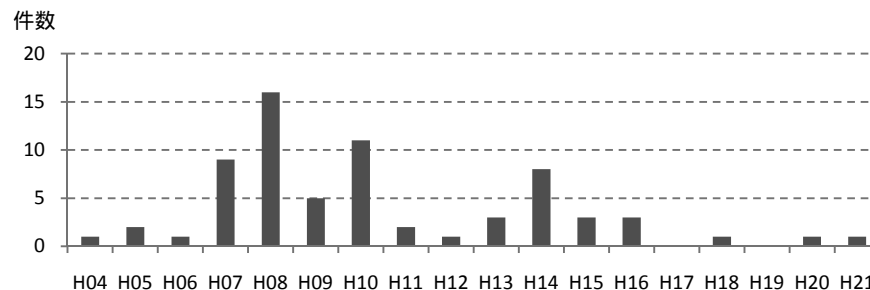
処理日時点の被保険者数

# 遡及訂正が行われた時期（年代）

対象事案の中では、厚年法あっせん事案は平成7年～平成10年の期間が比較的多く、厚年特例法事案は時期に偏りなく見られる。

## ア) 厚生年金保険法に基づくあっせん

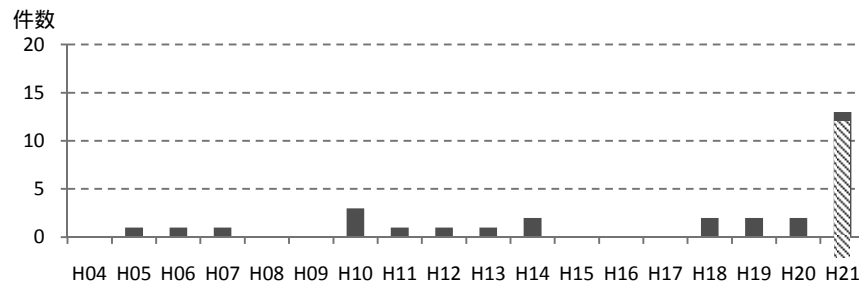
	年代																総計		
	H04	H05	H06	H07	H08	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		H20	H21
総計	1	2	1	9	16	5	11	2	1	3	8	3	3	0	1	0	1	1	68



遡及訂正が行われた時期（年代）

## イ) 厚生年金特例法に基づくあっせん

	年代																総計		
	H04	H05	H06	H07	H08	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		H20	H21
総計	0	1	1	1	0	0	3	1	1	1	2	0	0	0	2	2	2	13	30

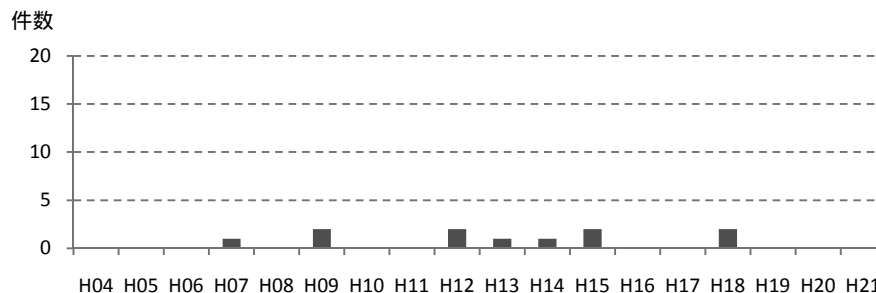


遡及訂正が行われた時期（年代）

(注) 斜線は、同一事業所で13事案がある事例が属する階級(次ページ以下も同様)

## ウ) 訂正不要

	年代																総計		
	H04	H05	H06	H07	H08	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		H20	H21
総計	0	0	0	1	0	2	0	0	2	1	1	2	0	0	2	0	0	0	11



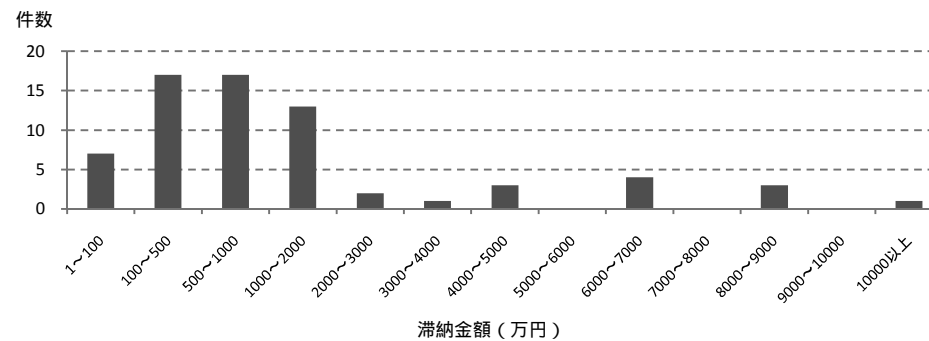
遡及訂正が行われた時期（年代）

## - 1 滞納状況（滞納額）とあっせん

滞納額が2000～3000万円未満の事案が多いが、より多額の事案もある。  
あっせん事案と訂正不要事案で顕著な傾向の違いは見られない。

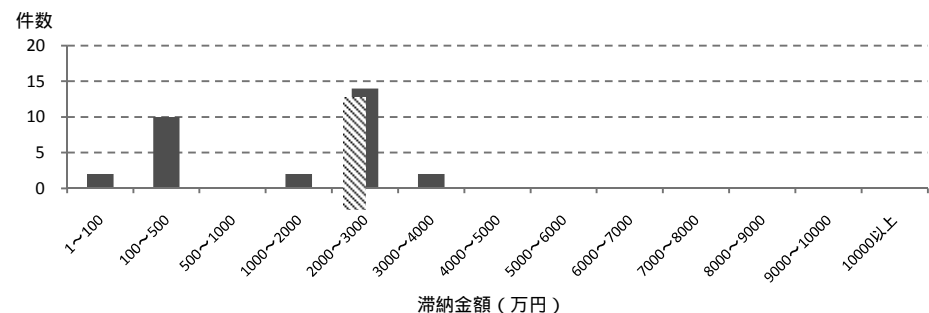
### ア) 厚生年金保険法に基づくあっせん

	滞納額(単位:万円)													総計
	1 ~ 100	100 ~ 500	500 ~ 1000	1000 ~ 2000	2000 ~ 3000	3000 ~ 4000	4000 ~ 5000	5000 ~ 6000	6000 ~ 7000	7000 ~ 8000	8000 ~ 9000	9000 ~ 10000	10000 以上	
総計	7	17	17	13	2	1	3	0	4	0	3	0	1	68



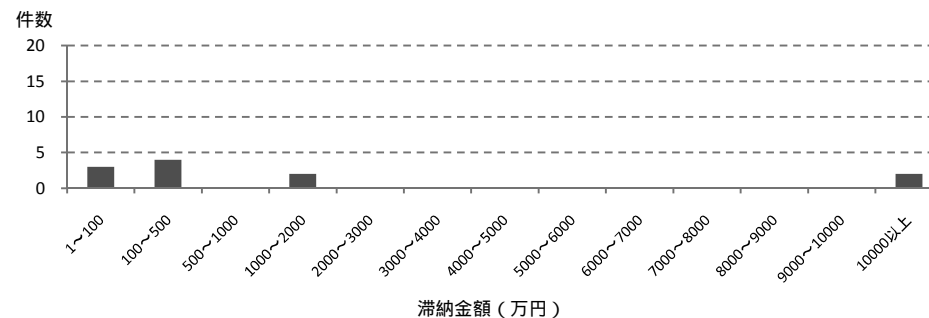
### イ) 厚生年金特例法に基づくあっせん

	滞納額(単位:万円)													総計
	1 ~ 100	100 ~ 500	500 ~ 1000	1000 ~ 2000	2000 ~ 3000	3000 ~ 4000	4000 ~ 5000	5000 ~ 6000	6000 ~ 7000	7000 ~ 8000	8000 ~ 9000	9000 ~ 10000	10000 以上	
総計	2	10	0	2	14	2	0	0	0	0	0	0	0	30



### ウ) 訂正不要

	滞納額(単位:万円)													総計
	1 ~ 100	100 ~ 500	500 ~ 1000	1000 ~ 2000	2000 ~ 3000	3000 ~ 4000	4000 ~ 5000	5000 ~ 6000	6000 ~ 7000	7000 ~ 8000	8000 ~ 9000	9000 ~ 10000	10000 以上	
総計	3	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	11

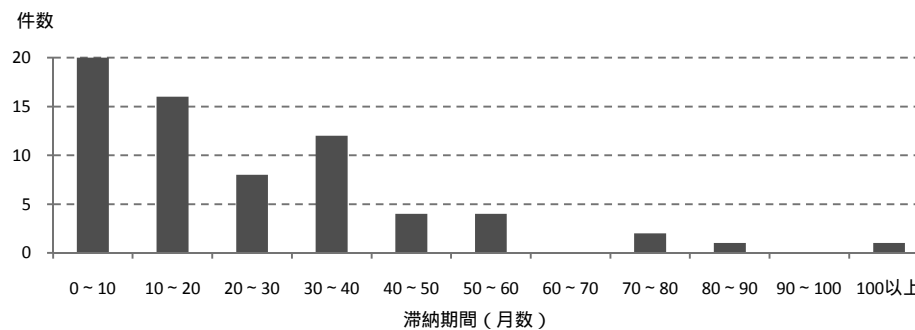


## - 2 滞納状況（滞納期間）とあっせん

滞納期間は、40ヶ月未満のものが多く、それ以上のものも見られる。  
あっせん事案と訂正不要事案で顕著な傾向の違いは見られない。

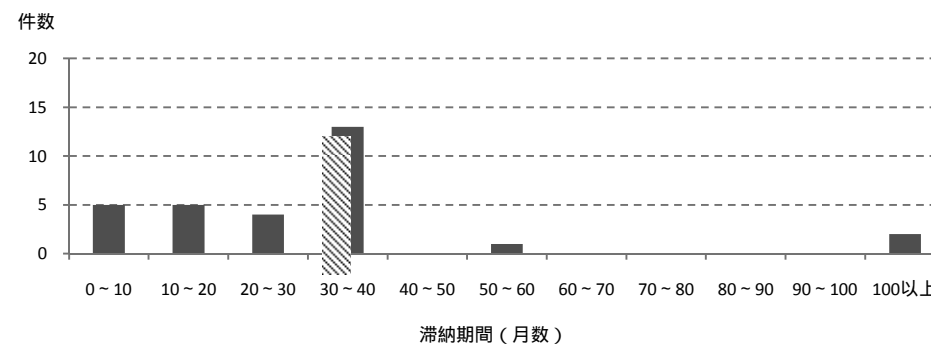
### ア) 厚生年金保険法に基づくあっせん

	滞納期間(月数)											総計
	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100以上	
総計	20	16	8	12	4	4	0	2	1	0	1	68



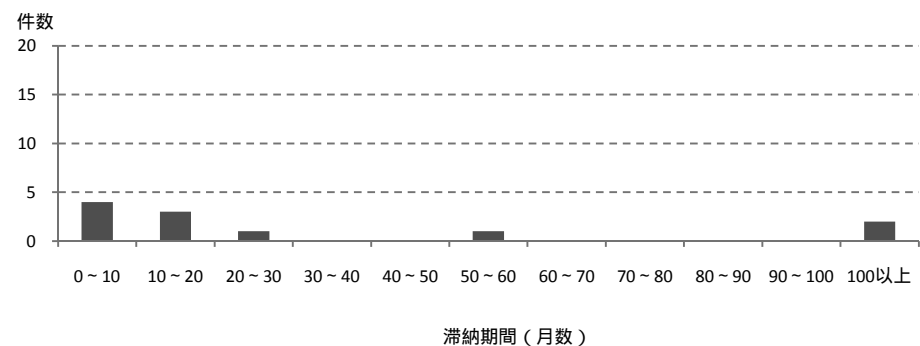
### イ) 厚生年金特例法に基づくあっせん

	滞納期間(月数)											総計
	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100以上	
総計	5	5	4	13	0	1	0	0	0	0	2	30



### ウ) 訂正不要

	滞納期間(月数)											総計
	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100以上	
総計	4	3	1	0	0	1	0	0	0	0	2	11



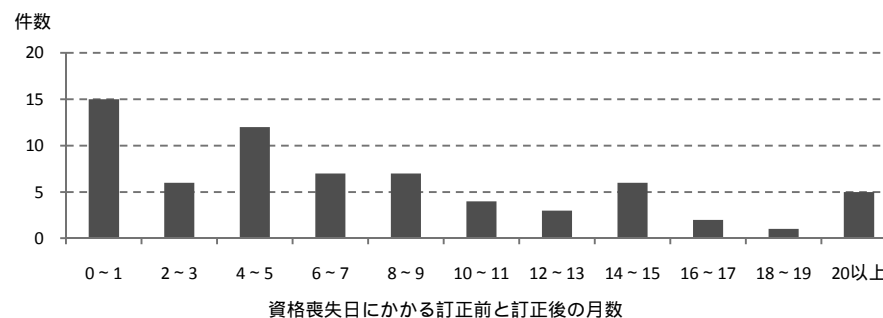
## 遡及期間(喪失記録を何ヶ月遡及して訂正したか)とあっせん

あっせん前の喪失日とあっせん後の喪失日の差の期間の長さ(ヶ月)を遡及期間として算出したもの。

遡及期間が短い(1ヶ月)ものから長いもの(20ヶ月以上)まで見られ、特に傾向は見られない。

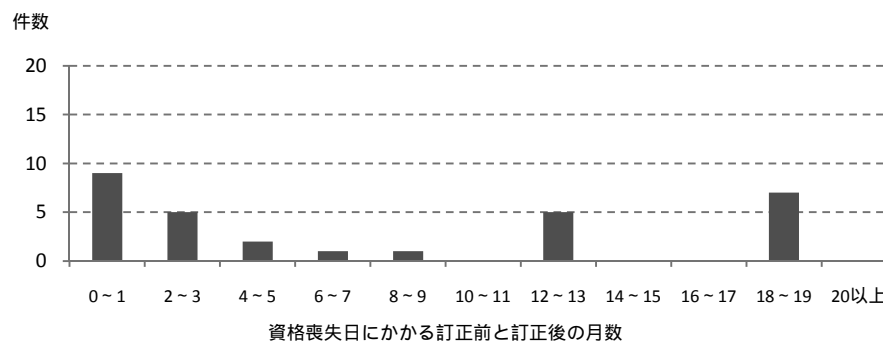
### ア) 厚生年金保険法に基づくあっせん

	資格喪失日にかかる訂正前と訂正後の月数の差											総計
	0~1	2~3	4~5	6~7	8~9	10~11	12~13	14~15	16~17	18~19	20以上	
総計	15	6	12	7	7	4	3	6	2	1	5	68



### イ) 厚生年金特例法に基づくあっせん

	資格喪失日にかかる訂正前と訂正後の月数の差											総計
	0~1	2~3	4~5	6~7	8~9	10~11	12~13	14~15	16~17	18~19	20以上	
総計	9	5	2	1	1	0	5	0	0	7	0	30



## (参考) 同一事業所の事案数別事業所数の分布

ア) 厚生年金保険法に基づくあっせん

事案数	1	2	3	4	9	総計
総計	38	5	1	2	1	47

イ) 厚生年金特例法に基づくあっせん

事案数	1	13	総計
総計	17	1	18

ウ) 訂正不要

事案数	1	総計
総計	11	11

## 事案に係る管轄県別件数

ア) 厚生年金保険法に基づくあっせん

	北海道	宮城県	山形県	茨城県	栃木県	東京都	神奈川県	大阪府	兵庫県	愛知県	京都府	和歌山県	福岡県	総計
総計	3	1	1	3	1	42	4	4	2	1	3	1	2	68

イ) 厚生年金特例法に基づくあっせん

	東京都	神奈川県	静岡県	大阪府	愛知県	広島県	長崎県	総計
総計	21	1	1	4	1	1	1	30

ウ) 訂正不要

	宮城県	福島県	東京都	静岡県	大阪府	岡山県	総計
総計	1	1	2	1	5	1	11

## Ⅱ 調査結果に基づく検討結果

### (1) あっせん事案について

あっせん事案の概要について検討を行った。

#### ① 厚生年金保険法に基づくあっせん

厚生年金保険法に基づくあっせん事案（保険料徴収権の時効消滅前に事業主から資格取得等の届出があったと認められる場合）は、68件であり、そのうち、事業所全喪後遡及訂正事案が62件、事業所現存中の遡及訂正事案が6件であった。

本調査は、「遡及して資格喪失処理がなされた記録であって、滞納事業所に勤務していた者の記録であるもの」を抽出したものであり、遡及訂正を行った時期が事業所現存中（事業所全喪前）であるか事業所全喪後であるかについては無関係に抽出を行ったが、結果としては、厚年法に基づくあっせん事案については、大多数（91%）が事業所全喪後の遡及訂正事案となっていた。

このことから、資格喪失日に関して不適正な遡及訂正がなされる場合は、大多数の場合は事業所全喪を伴い、その際にあわせて喪失記録の遡及訂正を行っている事案であることが伺える。

#### ② 厚生年金特例法に基づくあっせん

厚生年金特例法に基づくあっせん事案（上記①に該当するもの以外で、事業主が被保険者の保険料を控除した事実があるが、保険料納付義務を履行したことが明らかでない場合）は、30件であり、そのうち、事業所全喪後遡及訂正事案が3件、事業所現存中の遡及訂正事案が27件であり、①の厚生年金保険法に基づくあっせん事案とは対照的に、大多数（90%）が事業所現存中の遡及訂正事案であった。

### (2) あっせん事案のうち現行の記録回復基準に基づく年金事務所段階における記録回復の可能性について

あっせん事案の中には、現行の記録回復基準の制定前に第三者委員会に送付されているものも含まれている。そこで、記録回復の促進を図る観点から新たな回復基準の検討を行うに当たり、現行の記録回復基準が全事案について適用可能であったとした場合に、年金事務所段階でどの程度の記録回復が可能であったのかという点について検討を行った。

#### ①事業所全喪後遡及訂正に係るあっせん事案

事業所全喪後遡及訂正に係るあっせん事案（62件）のうち、①平成20年12月の「全喪後遡及訂正に係る記録回復基準」による記録回復が可能と考えられる事案は13件、②「記録回復基準には該当するが、申立期間にその他の期間が含まれているため、同基準の規定に基づき、第三者委員会に送付する必要があると考えられるもの」が28件、③「申立人が役員であるため、同基準の規定に基づき、第三者委員会に送付する必要があると考えられるもの」が9件、④「資料のみからは申立期間全体の勤務実態が確認できないため、年金事務所段階では記



録回復の適否を判断できず、第三者委員会へ送付して調査審議を行う必要があると考えられるもの」が12件となっていた。

このうち、③（申立人が役員）の9件については、信義則に基づき訂正不要とすべきかどうかを調査判断する必要があるため、第三者委員会へ送付する必要がある、年金事務所段階の記録回復に適さないものである、これを除いた53件について考えると、①（回復可能）（13件）及び②（回復基準に該当するが他の申立て期間あり）（28件）の計41件（77%）については、年金事務所段階での記録回復が可能であり、④（資料のみからは勤務実態の確認困難）の12件（23%）については、年金事務所段階での記録回復が困難であると考えられる。

このことから、年金事務所段階の記録回復が考えられるもののうち大半（77%）は、今後記録回復の申立てがなされた場合は、年金事務所段階での記録回復が可能と考えられる。

ただし、②（回復基準に該当するが他の申立て期間あり）（28件）については、実際には、年金事務所段階で記録回復基準該当期間だけ部分的に記録回復を行うのではなく、全体を第三者委員会へ回付する必要がある。

## ②厚生年金特例法あっせん事案

厚生年金特例法あっせん事案（30件）のうち、①平成23年10月の「包括的意見に基づく記録回復基準」による記録回復が可能と考えられる事案は22件、②「資料のみからは申立期間全体の勤務実態及び保険料控除が確認できないため、年金事務所段階では記録回復の適否を判断できず、第三者委員会へ送付して調査審議を行う必要があると考えられるもの」が7件、③「申立人が役員であるため、同基準の規定に基づき、第三者委員会に送付する必要があると考えられるもの」が1件であった。

このうち、③（申立人が役員）の1件については、信義則に基づき訂正不要とすべきかどうかを調査判断する必要があるため、第三者委員会へ送付する必要がある、年金事務所段階の記録回復に適さないものである、これを除いた29件について考えると、①（回復可能）の22件（76%）については年金事務所段階での記録回復が可能であり、②（資料のみからは勤務実態の確認困難）の7件（24%）については、年金事務所段階での記録回復が困難であると考えられる。

このことから、大半（76%）は、今後記録回復の申立てがなされた場合は、包括的意見に基づく記録回復基準により年金事務所段階での記録回復が可能であると考えられる。

## （3）事案に係る客観的状況

新たな回復基準の検討を行うに当たって参考とするため、当該事業所の従業員規模、遡及訂正が行われた時期、滞納状況（滞納額、滞納期間）、遡及期間の長さ等について調査集計を行った。

## ①事業所の従業員規模

厚年法あっせん・厚年特例法あっせんともに、被保険者が少ない小規模な事業所が多く、あっせん事案の対象事業所64事業所中、処理日時点の被保険者数が10人未満の事業所が51事業所（約79%）であった。なお、適用事業所全体に占める被保険者数10人未満の事業所の割合は約75%（平成23年9月現在）\*であって本調査におけるあっせん事案における比率と大きな差はないことから、喪失日の遡及訂正を行っている事業所に小規模な事業所が多いとはいえないと考えられる。

また、20人以上の事業所も5事業所あった。

※出典：厚生年金保険業態別規模別適用状況調（厚生労働省年金局）

## ②遡及訂正が行われた時期

滞納状況のデータの入手可能な範囲に時期的な制約があるため、調査対象事案の抽出に当たっても時期的な制約がある。

今回の調査の対象事案の中では、あっせん事案は平成4年から平成21年までの期間に分布しているが、そのうち厚年法あっせん事案は、現在から14年～17年前に当たる平成7年～平成10年の期間が比較的多かった。一方、厚年特例法事案は時期に特段偏りなく見られた。

## ③滞納状況（滞納額、滞納期間）

### 1 滞納額

滞納額は、厚年法あっせん事案（68事案）の場合、2000万円未満の事案が54事案であり、79%を占めていたが、少数ながらより多額の事案もあった。厚年特例法事案（30事案）の場合、3000万円未満の事案が28事案であり、93%を占めていた。（なお、2000～3000万円の階級に属する14事案のうち13事案は同一事業所の事案である。）

訂正不要事案（11事案）については、サンプル数が少ないため明確な評価は難しいが、あっせん事案と概ね同様の傾向が読み取れ、あっせん事案と訂正不要事案で顕著な傾向の違いは見いだすことはできなかった。

### 2 滞納期間

滞納期間は、厚年法あっせん事案（68事案）の場合、40ヶ月未満の事案が56事案であり、82%を占めていたが、少数ながらより長期間の事案もあった。厚年特例法事案（30事案）の場合、40万円未満の事案が27事案であり、90%を占めていた。（なお、30～40ヶ月の階級に属する13事案は同一事業所の事案である。）

訂正不要事案（11事案）については、サンプル数が少ないため明確な評価は難しいが、1と同様、あっせん事案と概ね同様の傾向が読み取れ、あっせん事案と訂正不要事案で顕著な傾向の違いは見いだすことはできなかった。

#### ④遡及期間の長さ

厚年法あっせん事案では、遡及期間が1ヶ月と短いものももっとも多く、また、短い(1ヶ月)ものから長いもの(20ヶ月以上)まで見られ、特に傾向は読み取ることはできなかった。厚年特例法あっせん事案についても概ね同様の状況であった。

#### ⑤事案に係る管轄県別件数

全国に散在しており、地方的な偏りは見られなかった。なお、東京都の件数が多いが、この中には同一事業所で多数の事案があっせんされている事案(厚年法あっせん1事業所で9件の事案、厚年特例法あっせん1事業所で13件の事案)が含まれているため、この件数のみから発生率に違いがあると評価することはできない。

以上のとおり、今回行った①から⑤までの調査集計結果からは、新たな回復基準の検討において意義のある特徴を見いだすことはできなかった。

平成 24 年 9 月 6 日

年金記録確認中央第三者委員会事務室

## 滞納事業所における資格喪失日等の遡及訂正事案に係る調査分析結果について

## I 調査分析の概要

## ○調査対象

日本年金機構より提示された3か月以上遡及して資格喪失、資格取得取り消し又は資格取得取り消し後に再び資格取得の処理が行われた事案107件（あっせん96件、訂正不要11件）

## ○調査方法

あっせん文、訂正不要文、事案概要をまとめた資料及びオンライン記録から事案の内容及び厚生年金の記録状況を把握して分析することにより行う。

※第三者委員会における審議事案の分析を行うには、あっせん文や事案概要をまとめた資料等の、個人情報を含んだ文書を用いる必要があるため、個人情報保護の観点から、機構からの依頼に基づき、中央第三者委員会事務室において集計・分析作業を行ったものである。

## II 調査分析の結果

## 1. 概要

## ○第三者委員会の結論（107件（延べ109件））

（件）

結 論	厚生年金保険法 に基づくあっせん※1	厚生年金特例法 に基づくあっせん※2	あっせん 合計	訂正不要	全体 合計
事業所全喪日以降の遡及処理事案	62	3	65	8	73
事業所現存中の遡及処理事案	6	27	33	3	36
合 計	68	30	98	11	(注) 109

※1 遡及処理に合理的な理由がなく事実在即していないと判断したもの

※2 遡及処理が事実在即していると判断した場合又は事実在即していないとまでは判断できない場合であって、いずれも適用事業所要件・被保険者資格要件を満たし、かつ、勤務実態・報酬の支払い・保険料の控除があるもの

(注) 複数の申立期間があるもの2件を重複計上している（厚生年金保険法に基づくあっせん期間及び厚生年金特例法に基づくあっせん期間がある事案）。

2. あっせん事案（96件）

(1) 厚生年金保険法に基づくあっせん（68件）

ア あっせんの主な判断理由及び根拠

○事業所全喪日以降の遡及処理（62件）

勤務実態を認めた主な事情	遡及処理に合理的な理由なく事実に即していないと判断した主な事情	その他	件数
主に「資料」から勤務実態を認定したもの			
<p>【資料】「給与明細書」（16件）、「給与明細書及び源泉徴収票」（1件）、{給与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳}（1件）、「賃金台帳及び源泉徴収票」（1件）、「預金通帳」（2件）、「事業所発行の賃金未払い証明書」（1件）、「社会保険料過分天引き額の返還指示書（事業所の顧問社会保険労務士提出）」（2件）～勤務及び保険料控除を確認できる。</p> <p>「申立期間の後に勤務した事業所に保管してあった申立人の履歴書、採用票、従業員名簿」（1件）～勤務を確認できる。</p> <p>【記録】「雇用保険記録」（11件）、「雇用保険記録及びオンライン記録(訂正前記録あり）」（7件）、「雇用保険記録及び健保組合被保険者記録」（2件）、「オンライン記録(訂正前記録あり）」（2件）、「健保組合被保険者記録」（1件）</p>	<p>【資料】「滞納処分票」（6件）「不納欠損決議書」（1件）、</p> <p>【記録】「不納欠損処理記録」（1件）、「同僚のオンライン記録」（16件）～申立人と同様に遡及処理されている。</p>	<p>【資料】「商業登記簿謄本」（7件）～適用事業所要件を満たしている。</p> <p>【記録】健康保険組合記録（2件）～適用事業所要件を満たしている。</p> <p>申立人は役員（取締役）</p> <p>【資料】「滞納処分票」（1件）～記載内容から、申立人が遡及訂正に関与していたとまでは言えない。</p> <p>【供述】事業主又は同僚「申立人は取締役だったが社会保険事務に関与なし。」（3件）</p>	25
主に「記録」から勤務実態を認定したもの			
<p>【記録】「雇用保険記録」（18件）、「雇用保険記録及びオンライン記録(訂正前記録あり）」（7</p>	<p>【資料】「滞納処分票」（11件）、「不納欠損整理簿」（3件）、「債権者名簿」（1件）～租税公課の記載欄から滞納額を確認で</p>	<p>申立人は役員又は社会保険事務担当者</p> <p>【記録】「申立人のオンライ</p>	35

<p>件)、「雇用保険記録及び健保組合被保険者記録」(6件)、「オンライン記録(訂正前記録あり)」(3件)、「オンライン記録(訂正前記録あり及び国民健保組合被保険者記録」(1件)</p>	<p>きる。 【記録】「同僚のオンライン記録」(20件)～申立人と同様に遡及処理されている。</p>	<p>ン記録」(1件)～申立人の退職後に遡及処理されている。 【供述】事業主又は同僚「申立人は社会保険事務に関与なし。」(3件) 申立人「名前を貸しただけの監査役であった。」「遡及訂正に関与していない。」(3件)～申立人が遡及訂正に関与していたとまでは言えない。 【資料】「商業登記簿謄本」(10件)～適用事業所要件を満たしている。 【記録】健康保険組合記録(2件)～適用事業所要件を満たしている。</p>	
<p>主に「供述」から勤務実態を認定したもの</p>			
<p>【供述】事業主「全喪手続きをしたが、業務は通常どおり行ったし申立人は継続して勤務し、保険料も控除していた。」(1件) 申立人「申立期間に、妻が国民年金第3号被保険者であることから、自身が申立事業所において厚生年金保険被保険者であったことは、明らかである。」(1件) ～申立期間の妻の記録が、第3号被保険者期間となっていることが確認できることから、申立人の供述が信憑性ありとして勤務認定している。</p>	<p>【資料】「不納欠損決議書」(1件) 【供述】事業主「資金繰りに苦労し、社保に相談し、滞納金額をなくせると言われ書類に社印を押した。」(1件)</p>	<p>【資料】「商業登記簿謄本」(1件)～適用事業所要件を満たしている。</p>	<p>2</p>
<p>計</p>			<p>62</p>

○事業所現存中の遡及処理（6件）

勤務実態を認めた主な事情	遡及処理に合理的な理由なく事実に即していないと判断した主な事情	その他	件数
主に「資料」から勤務実態及び不合理処理を認定したもの			
<p>【資料】「健康保険被保険者証」 ～申立期間（自）から7か月程後の交付年月日 【記録】「被扶養者の療養給付記録」 ～申立期間（至）の4か月程前の給付</p>	<p>【資料】「滞納処分票」「不納欠損決議書」 【供述】事業主「保険料滞納の督促が厳しく、社会保険事務所の指導を受け遡及した喪失届を提出した。」</p>	<p>申立人は役員（監査役） 【供述】事業主「申立人は営業担当で社会保険事務は自身が行った。」</p>	1
主に「記録」から勤務実態を、「同僚記録及び供述」から不合理処理を認定したもの			
<p>【記録】「オンライン記録(訂正前記録あり)」(3件)、「雇用保険記録」(3件)</p>	<p>【記録】「同僚のオンライン記録」(4件)～申立人と同様に遡及処理されている。 【供述】 事業主「保険料を滞納していた。」(1件)、 社会保険事務担当「滞納解消のため社会保険事務所の指導を受け保険料は控除していたが高齢2人を喪失手続きした。」(1件)、 従業員「事業主が社会保険事務所から保険料納付の件で呼び出しを受けていた。」(2件)</p>	<p>【資料】「商業登記簿謄本」(2件) ～適用事業所要件を満たしている。 【供述】同僚の取締役「申立人は取締役だったが社会保険事務に関与なし。」(1件)</p>	4
海外赴任中の厚生年金加入の取扱い指導に合理的な理由なしと判断したもの			
<p>【資料】「遅延理由書※1・労働者名簿※2・請求書（申立事業所から赴任先事業所へ）※3」 ※1 申立人の遡及した喪失届出時に社会保険事務所の指導を受け提出したことが推認できる。 ※2 申立期間に継続して申立事業所に在籍。 ※3 申立期間後、赴任先事業所が申立人の保険料を送金していた。 【供述】事業所回答</p>	<p>滞納の事実は把握していない。</p>	<p>【供述等】社会保険庁回答 「海外赴任中の厚年加入要件の日本の適用事業所との使用関係が継続していることとは明確な基準なく、指揮命令、業務報告、給与支払い等実態から総合的に判断する。」</p>	1

「申立期間は申立人の当社退職金算定対象期間である。申立人の在籍出向先は当社が 100% 出資する子会社で当社が指揮命令し業務報告も受けていた。独立採算ではなく当社から資金送金していた。」			
計			6

イ 全喪後遡及訂正処理事案の第三者委員会への転送時期等（62件）

事案の転送時期と転送理由等		件数
全喪後遡及訂正処理の記録回復基準の制定※1前		5
全喪後遡及訂正処理の記録回復基準の制定後		57
転送理由等 ※2	年金事務所段階で記録回復の対象とならないもの	45
	①申立期間全ての勤務実態を示す資料がないもの	11
	②申立人が申立事業所（法人）の役員（事業主を含む。）であったもの	9
	③記録回復の対象事案に該当するが、申立期間の中に記録回復の対象とならない期間が含まれているもの	25
転送理由不明（年金事務所段階で記録回復可能と考えられるもの）		12

※1 全喪後遡及訂正処理の記録回復基準（以下「全喪後遡及基準」という。）の制定時点を「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正について」庁保険発第 1225003 号 社会保険庁運営部年金保険課長通知が発出された平成 20 年 12 月 25 日とし、申立事案の第三者委員会での受付日を転送日として当該基準の制定前後を分けている。

※2 転送理由等は、調査分析資料に記載された内容に基づいて判断している。（事務センターからの送付書に記載された転送理由を確認しているものではない。）



ウ 「全喪後遡及基準」への該当状況（17件）

上記イの結果を踏まえ、全喪後遡及基準に基づく記録回復の可能性のある事案（12件）の当該基準への該当状況に加え、全喪後遡及基準の制定前に転送された事案（5件）を当該基準制定後に転送された事案と仮定した場合の該当状況进行分析した結果は、以下のとおり。

基準への該当状況	確認した資料又は記録	件数
基準に該当する事案		
雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、事業所の全喪日以後に、次のア～ウのいずれかの処理が行われている事案であること		
ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されているもの	「給与明細書及び雇用保険記録」（1件） 「雇用保険記録」（2件）	3
イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されているもの	「給与明細書及び雇用保険記録」（3件） 「雇用保険記録及び健保組合被保険者記録」（4件） 「雇用保険記録」（3件）	10
ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録がすべて取り消されているもの		0
計		13
基準に該当しない事案		
①申立期間全ての勤務実態を示す資料がないもの		1
②記録回復の対象事案に該当するが、申立期間の中に記録回復の対象とならない期間が含まれているもの		3
計		4

※ 基準への該当状況は、調査分析資料に記載された内容に基づいて判断している。（年金事務所段階で提出を受けた資料や記録か否かの判別ができないため）

(2) 厚生年金特例法に基づくあっせん（30件）

ア 厚生年金保険法に基づくあっせんとならなかった主な事情の内訳

○事業所全喪日以降の遡及処理（3件）

遡及処理に合理的な理由なく事実即していないと判断しなかった事情（1～4のうち該当するものに●）					件数
パターン	1：保険料の滞納が確認できない※1	2：同僚も同様に遡及処理されていることが確認できない	3：社保の遡及処理が不合理とまではいえない※2	4：その他※3	
1つに該当				●	1
3つに該当	●	●	●		2

※1 第三者委員会の調査審議時点における状況を記載している（今回の調査対象事案抽出前）。

※2 例：雇用保険記録にあわせる遡及訂正

※3 例：資格喪失日相違の申立てだが資格喪失処理自体は3か月以上遡及しておらず、当該処理と同日に遡及して標準報酬の減額訂正をしていたが、後日、この減額訂正を元の記録に増額訂正しているため、通常の喪失日相違事案として取り扱っているもの

○事業所現存中の遡及処理（27件）

遡及処理に合理的な理由なく事実即していないと判断しなかった事情（1～4のうち該当するものに●）					件数
パターン	1：保険料の滞納が確認できない※1	2：同僚も同様に遡及処理されていることが確認できない	3：社保の遡及処理が不合理とまではいえない※2	4：その他※3	
1つに該当		●			1
2つに該当	●	●			2
	●		●		1
		●	●		4
		●		●	1
3つに該当	●	●	●		3
	●	●		●	1

※1 第三者委員会の調査審議時点における状況を記載している（今回の調査対象事案抽出前）。

※2 例：遅延理由書あり、健保組合喪失確認通知書及び厚年基金記録と一致する喪失日への遡及訂正、雇用保険記録にあわせる遡及訂正、社保事務担当者の訂正届出経緯供述あり、申立人の夫の訂正届出経緯供述あり

※3 例：申立人が事業主・同僚照会しないことを希望し、遡及取得取消処理が事実在即したものであるかどうかの調査ができなかったもの  
イ 厚生年金特例法に基づくあっせんとなった主な事情の内訳

○事業所全喪日以降の遡及処理（3件）

勤務実態を認めた主な事情	保険料控除を認めた主な事情	その他	件数
主に「資料」から勤務実態及び保険料控除を認定したもの			
【資料】「給与明細書」 【記録】「雇用保険記録」	【資料】「給与明細書」		2
【資料】「預金取引明細表（写し）」 【記録】「雇用保険記録」	【資料】「預金取引明細表（写し）」	【供述】 事業主「申立人は役員だが社会保険事務に関与なし。」	1
計			3

○事業所現存中の遡及処理（27件）

勤務実態を認めた主な事情	保険料控除を認めた主な事情	その他	件数
1：主に「資料」から勤務実態及び保険料控除を認定（推認2件を含む。）したもの			
【資料】 「給与明細書」（6件（うち1件は一部のみ））、 「預金通帳及び賃金台帳」（1件）、 「申立人と妻※1の給与明細書及び健康保険組合・厚年基金の資格喪失確認通知書」（1件一部のみ） ※1 申立人と同時期に転籍し、申立人と喪失日、取得日が同日 「出勤簿及び賃金台帳」（13件） 「給与手当支給計算書」（1件） 「出勤簿及び支給控除項目一覧表※2」（1件） ※2 申立期間（自）の前までしかない雇用保険・厚年基金・健保組合記録あり	【資料】 「給与明細書」（6件（うち1件は一部のみ））、 「預金通帳及び賃金台帳」（1件）、 「申立人及び妻の給与明細書」（1件一部のみ） 「賃金台帳」（13件） 「給与手当支給計算書」（1件） 「支給控除項目一覧表※2」（1件） 【供述】 事業主「申立期間に勤務し保険料を控除していた。」（2件）	【供述】 事業主「届出誤りである。」（2件） 社保事務担当「届出誤りによる取消しを申出るも75条該当記録となった。」（13件）	23

	<p><b>【記録】</b> 「オンライン記録(訂正前記録あり)」(17件)、 「雇用保険記録」(4件)、 「健康保険組合記録」(1件)、 「国民健康保険組合記録」(1件)</p> <p><b>【供述】</b> 同僚「申立期間に勤務していた。」(4件)</p>			
2 : 主に「資料」から勤務実態を、「記録」から保険料控除を認定したもの				
	<p><b>【資料】</b> 「出勤簿及び被保険者資格記録事項訂正届」</p> <p><b>【記録】</b>「オンライン記録(訂正前記録あり)」</p> <p><b>【供述】</b>同僚「申立人と一緒に退職することになった。」</p>	<p><b>【記録】</b> 「左記供述の同僚のオンライン記録」 (喪失日が申立期間(至)と同日)</p>		1
3 : 主に「記録」から勤務実態及び保険料控除を認定したもの				
	<p><b>【記録】</b>「雇用保険記録」</p>	<p><b>【記録】</b>「同僚のオンライン記録」 (申立人と同時入社7人の喪失日が申立期間(至)と同日)</p>	<p><b>【供述】</b>申立人、同僚 事業所の人事異動・保険料滞納・控除保険料等の取扱い</p>	1
4 : 主に「資料」から勤務実態を、「供述」から保険料控除を認定したもの				
	<p><b>【資料】</b> 「雇用保険受給資格者証」(1件)、 「預金通帳」(1件)</p> <p><b>【記録】</b> 「雇用保険記録」(1件)</p> <p><b>【供述】</b> 同僚「申立期間に勤務していた。」(1件)</p>	<p><b>【供述】</b> 社保事務担当、同僚「申立期間に勤務しており、勤務していれば控除されていた。」(1件)</p> <p>事業主、経理担当、社保事務担当、同僚 「申立人は確かに勤務しており、在籍期間中は間違いなく保険料を控除していた。」(1件)</p>	<p><b>【供述】</b> 事業主「届出誤りである。」 (1件)</p>	2
計				27

ウ 「包括的意見に基づく記録回復基準」への該当状況（30件）

（件）

基準への該当状況	事業所全喪日以降 の遡及処理	事業所現存中 の遡及処理
基準に該当する事案		
賞与事案の基準	0	7
一般事案の基準	2	20
計	2	※27
基準に該当しない事案		
申立人又は事業主提出資料により、申立期間全ての勤務実態及び保険料控除が確認できないもの (複数の資料に記載された内容が異なる場合を含む。)	0	7
1：勤務実態及び保険料控除を確認できる資料がないもの	0	1
2：保険料控除を確認できる資料がないもの (勤務実態確認資料あり、勤務実態及び保険料控除を推認する資料あり)	0	3
3：申立期間の一部しか保険料控除を確認できる資料がないもの	0	2
4：申立期間全ての保険料控除を確認できる資料があるものの、他制度の記録(雇用保険・基金・健保組合)が申立期間の前までしかなく、それらの記録は遡及訂正後のオンライン記録と一致	0	1
申立期間以前に申立人が役員であった場合	1	0
計	1	7

注) 全件、包括的意見に基づく記録回復基準の取扱いが開始された平成23年10月1日より前に第三者委員会へ転送された事案である。

※ 1つの申立期間に賞与と一般事案が含まれているため、7件重複計上している。

全30件中22件(73%)を記録回復可能と判定しており、申立期間の全てにおける勤務実態及び保険料控除を資料で確認できない上記イ2～4の4件、上記イ1のうち、申立期間の一部しか資料で確認できない2件及び申立期間の全てを資料で確認できるものの他制度の記録と確認できる期間が一致しない1件を記録回復対象外と判定している。

3. 訂正不要事案（11件）

(1) 訂正不要の主な事情の内訳

○事業所全喪日以降の遡及処理（8件）

勤務実態に係る主な事情	保険料控除に係る主な事情	その他	件数
信義則を適用し訂正不要と判断したもの ※商業登記簿謄本等は必ず確認するため資料に記載していない。			
<p>【資料】「給与明細書」(1件) 「元帳及び支払控除一覧表」(1件)</p> <p>【記録】「オンライン記録(訂正前記録あり)」(5件)</p> <p>【供述】従業員「申立人は申立期間に勤務していた。」(1件)</p>	<p>【資料】「給与明細書」(1件) 「元帳及び支払控除一覧表」(1件)</p>	<p>申立人が代表取締役(5件)、役員(代表取締役の妻)(1件)</p> <p>【資料】「国民健康保険資格取得届(遡及して加入)及び社会保険事務所の記録(滞納処分票か)」(1件)</p> <p>～申立人が保険料支払いについて協議 「平成12年度及び13年度保険料徴収計画(修正)」(1件)</p> <p>【供述】申立人「自身が遡及訂正に関与した。」(3件)</p> <p>【供述】役員、従業員「申立人は、社会保険事務について権限を有していた。」(1件)</p>	6
勤務実態及び保険料控除が確認できないと判断したもの			
<p>【資料】「臨時理事会議事録」 ～申立人が長期行方不明の間、事業所が休眠状態のため申立期間の途中で申立人を解任。</p> <p>【供述等】社会保険事務所(当時)回答 ～事業実態がないとして申立期間の直前に認定全喪(申立人を資格喪失)</p>		申立人が代表取締役	1
<p>【資料】「給与明細書(一部:途中11月目と最終月分)」</p>	<p>【資料】「給与明細書(11月目と最終月分)」</p>	<p>申立人が実質的な事業主と推認</p> <p>【資料】「社会保険事務所調査書」</p>	1

<p>【記録】「雇用保険記録（11月分/23月）」 ～申立期間の途中から求職者給付を受給し申立期間と矛盾する。</p>	<p>～求職者給付の受給開始後に給与明細書（最終月分）があり矛盾する。</p>	<p>～新規適用から即滞納、登記上の代表者供述「申立人の依頼で登記を貸しただけで事業実態は全く不明」</p> <p>【記録】オンライン記録 ～適用期間は遡及訂正後1か月、被保険者は登記上の代表者と申立人夫婦の3人</p> <p>【供述】 登記上の代表者「申立期間の数年前に申立人に頼まれ事業所の登記簿・代表者印等を預け、その後申立人と接触なし。給与明細書は作成していない。」、申立人「給与明細書を誰から貰ったか記憶ない。」</p>	
計			8

○事業所現存中の遡及処理（3件）

勤務実態に係る主な事情	保険料控除に係る主な事情	その他	件数
勤務実態はあるが、保険料控除されていないと判断したもの			
<p>【資料】「出勤簿及び賃金台帳」</p>	<p>【資料】「賃金台帳」 ～申立期間の控除なし</p>	<p>申立人は一般従業員 【供述】事業主「喪失日の届出誤り。」</p>	1
勤務実態及び保険料控除が確認できないと判断したもの			
<p>【記録】 「雇用保険記録（職業安定所回答）」 ～離職日は申立期間（自）の前日まで（オンライン記録は離職日の翌日に喪失） 「雇用保険記録（同時期退職者41人）」 ～離職日はオンライン記録と概ね一致。</p>		<p>申立人は一般従業員 申立人の主張裏付ける資料、供述、周辺事情なし。</p>	1
<p>【資料】 「当初発行の雇用保険受給資格者証」</p>		<p>申立人は一般従業員 申立人の主張裏付ける資料、供述、周辺</p>	1

<p>～離職日は申立期間（自）の前日まで 「後日再発行の上記受給資格者証」 ～離職日は申立期間（至）の前日へ訂正 「和解調書」 ～解雇事由のみの和解で雇用期間等に係る訂正 事項は含まれていない。 【記録】オンライン記録 ～雇用保険の当初離職日の翌日に喪失 【供述】後継事業所総務担当者「離職日訂正 手続きに一切事業所の関与なし。」、 元総務担当者「申立期間頃は、厚生年金と雇 用保険の取得・喪失を同日付けで手続きして いた。」</p>		事情なし。	
計			3

(2) 記録回復基準への該当状況

ア「全喪後遡及基準」への該当状況（8件）

訂正不要事案のうち、全喪後遡及訂正8件の第三者委員会への転送時期は以下のとおりだが、仮に当該基準制定後の転送であったとしても7件は役員のため、1件は雇用保険記録により申立期間全ての勤務実態が確認できないため、いずれも記録回復対象外と判定している。

(件)

事案の転送時期	代表取締役・取締役	一般従業員（実質的事業主と推認）
全喪後遡及基準の制定※前	2	1
全喪後遡及基準の制定後	5	0

※ 申立事案の第三者委員会での受付日を転送日として当該基準の制定（平成20年12月25日に通知及び事務連絡発出）前後を分けている。



イ「包括的意見に基づく記録回復基準」への該当状況（11件）

訂正不要11件は、全て当該基準の制定（平成23年10月1日に指示依頼発出）前に第三者委員会へ転送されているが、仮に当該基準制定後の転送であったとしても全喪後遡及事案8件は上記1アの全喪後遡及基準と同じ理由のため、事業所現存中の遡及事案3件は保険料控除を確認できる資料がないため、いずれも記録回復対象外と判定している。

平成24年9月6日  
厚生労働省年金局事業企画課

資格喪失日等の遡及訂正事案のうち、不適正な処理への職員の関与を  
窺わせる記述がある事案(3件)に関する調査の結果について

1. 調査対象

「滞納事業所における資格喪失日等の遡及訂正事案に係る調査分析結果について」(平成24年9月6日年金記録確認中央第三者委員会事務室)において、職員関与を窺わせる記述がある事案(3件)についての調査結果を報告するものである。

2. 調査方法

以下の方法により調査を実施した。

① 文書調査(年金局職員による現地出張調査)

各事案を所管していた年金事務所へ赴き、遡及喪失処理が行われた当時の滞納処分票等の関係書類が保存されているかを確認し、保存されている場合は、当時の担当者等が事実と反するような届出を行うことを事業主等に指示・示唆するような記述がないかどうか、確認を行った。

② 当時の旧社会保険事務所担当者等への調査

各事案に係る担当者とその上司(計6名)に対し、当時の処理状況、関与等に関する書面調査を実施した。

3. 調査結果

- 保存されていた滞納処分票等からは、不適正な処理への職員の関与を確認できるような記述等  
はなかった。
- また、当時の担当者等への調査の結果、「事実と違う届出の提出を指示することはあり得ない」  
などの回答であり、職員の関与を確認できるような事案はなかった。

4. 調査結果を踏まえた今後の対応

- 今般の年金局調査では、旧社会保険事務所職員の関与を確認できなかったが、上記第三者委  
員会事務室の調査分析結果を受け、不適正な遡及訂正処理に係る指導等を行うことがないよう、  
必要な指導等を行っていくこととしたい。

(参考)

事案	遡及処理日	保存書類	担当者の判明有無	調査対象者
A事務所	H16.11.30	滞納処分票 全喪届	判明	当時の徴収課の担当者・係長 及び次長
B事務所	H13.6.1	滞納処分票 不納欠損決議書	判明せず	当時の徴収課の係長・課長
C事務所	H8.5.22	不納欠損決議書	判明せず	当時の徴収課の課長